



社団法人 全国脊髄損傷者連合会新潟県支部

# 新潟県車椅子友の会

発行:事務局

TEL&FAX (025) 387-5136

E-mail:matsu\_hako259@tea.ocn.ne.jp

19年度情報 NO. 5

ホームページ:

新潟県車椅子友の会

検索

## 第24回ボウリング大会を開催



去る9月2日(日)24回を迎えた恒例のボウリング大会を小出町ミヤ・グランドボウルにて開催しました。今回はバーベキューの準備が出来ず、ゆったりと午後からの開催。レーンやボウルはハンディなし!プロと同じ条件

昨年に続き加藤選手の優勝となりました。(参加者17名 内付添5名)



←あらかず去年の優勝カップ忘れて来た!  
(後で自分でカップにリボン付けてね・・・)と、優勝賞品とリボンのみ授与。  
こちらはオブザーバ出演⇒

### 【順位】

順位	氏名	地区	1ゲーム	2ゲーム	TOTAL
1	加藤修一	中	84	85	169
2	腰越朝一	中	65	86	151
3	箱岩松男	下	42	80	122
4	榎本溢男	中	50	63	113
5	大杉廣明	下	67	40	107
6	熊木由晴	中	43	54	97
7	丸山敏夫	上	58	36	94
8	洲崎 宏	中	50	42	92
9	柿崎富夫	中	47	25	72
10	中町 守	中	46	-	#VALUE!
11	池田 廣	中	20	19	39
12	亀山丈一	下	26	-	#VALUE

順位	氏名	地区	1ゲーム	2ゲーム	TOTAL
1	榎本好子	中	101	87	188
2	洲崎澄子	中	53	82	135
3	熊木初枝	中	63	55	118

## 秋の懇親会と将棋・マーじゃん大会のお知らせ

- ☆ 日時: 平成19年11月11日(日)~12日(月)  
11日(日)将棋・マーじゃん参加者は午後1時より受付  
懇親会(6:00~)及び宿泊希望者は午後5:30まで受付
- ☆ 会場: 湯沢ニューオオタニホテル
- ☆ 参加費: 1人分
  - 将棋とマーじゃん 無料
  - 懇親会のみ 9,000円
  - 宿泊込み(懇親会&朝食つき)16,000円
- ☆ 申込: 今回、同封の返信はがきに記入の上  
10月31日までにポストへ投函して下さい



## 第2回海外研修旅行のアンケート結果

☆ 8月31日〆切の調査に、たくさんの回答をありがとうございました。(回答率8%)

- 【行きたいところ】について
  - ☆ 沖縄……(38%) ☆ 韓国……(13%) ☆ 台湾……(13%)
  - ☆ グアム……(25%) ☆ サイパン……0
  - ☆ その他…(仕事の都合で参加できない。…無回答。)
- 【時期】について
  - ☆ 春……(38%) ☆ 秋……(38%) ☆ 無回答…(25%)
- 【期間】について
  - ☆ 2泊3日……(50%) ☆ 3泊4日……(38%) ☆ 無回答…(13%)
- 【その他】について
  - ☆ 新潟空港発着が良い。

以上の結果を踏まえ、今後の役員会で海外研修について検討します。

## 駐禁マークが変わる 「駐車禁止除外指定車標章」の制度改正 (新潟県:9月30日付)

※駐車禁止除外指定車標章＝法では、(除外標章)と言う  
 新潟県道路交通法施行規則の一部改正に伴う、駐車禁止除外指定車標章制度の変更について  
 平成19年9月30日付で改正、細則が施行されました。

### 何が変わったか？

1. 現在の「除外標章」のほかに、「運転者の連絡先又は用務先」を書いた書面を  
フロントガラスの見やすい箇所に提示(表示)をしなければならない。
2. 旧標章の有効期限は平成22年9月29日まで有効(現:有効期間の切れた時、新標章に変更される)
3. 申請場所は、各警察署(交通課)が窓口一本化(旧＝市町村障害者団体経由～警察)となり無料交付される。
4. 車の所有に係らず、障害対象者に交付する。(旧＝障害者が運転または同乗する場合)
5. 障害部位、程度の拡大及び縮小がされた。(下肢不自由＝3級-2、3級-3、4級と下肢機能＝3級、4級の除外)
6. 今回対象外になっても、現在の標章の有効期限が切れるまで有効(最終:平成22年9月29日)

詳しくは、別添の資料をご覧ください。

別添様式第5の3

(表)

<b>駐車禁止除外指定車</b>	番号 第 年 月 日 発行日 平成 年 月 日
<h2 style="margin: 0;">歩行困難者使用中</h2> <p style="margin: 5px 0;">この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</p> <p style="margin: 5px 0;">※  <u>運転者の連絡先/用務先</u>          別紙のとおり</p> <p style="margin: 5px 0;">有効期限 平成 年 月 日 まで</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">新潟県公安委員会 印</p>	

※ 規則第7条の2第1項第12号において、「除外期間」期間(日出から日没までの時間)に限る。を記載する。

(裏)

<p><b>注意事項</b></p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車禁止標章の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8)</li> <li>● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第40条第1項各号及び第2項)</li> <li>● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)</li> <li>● 自動車わたり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)</li> <li>● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)</li> </ul> <p>2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を別に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を必ず記載した書面とともに車両の前面の見やすい箇所に掲示して下さい。</p> <p>4 現車において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。</p> <p>5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次の場合は、この標章(2)の場合は差出した標章)を速やかに返納して下さい。</p> <p>(1) 有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を差出したとき。</p> <p>(3) 使用する必要がなくなったとき。</p> <p>(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 被交付者</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p> <p><small>○ 有効期限終了に伴い標章及び用務先を返納する場合は、有効期限終了の1か月前までに申請を致して下さい。</small></p>
---

備考1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紙入りの用紙を用いることができる。(別添第7条の2)